

佐賀県告示第234号

佐賀県主要農作物奨励品種審査会規程（昭和63年佐賀県告示第582号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（組織）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、<u>生産振興部長</u>及び農業者の組織する団体関係者、民間の品種育成関係者、学識経験のある者、農産物の需要者、消費者の組織する団体関係者等のうちから知事が任命する者とする。</p> <p>3 委員（<u>生産振興部長</u>を除く。以下この項において同じ。）の任期は、2年とする。</p> <p>（会長及び副会長）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 会長は、<u>生産振興部長</u>をもって充て、副会長は、委員のうちから会長が指名する。</p> <p>3・4 略</p> <p>（庶務）</p> <p>第6条 審査会の庶務は、<u>生産振興部</u>において処理する。</p>	<p>（組織）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、<u>農林水産部長</u>及び農業者の組織する団体関係者、民間の品種育成関係者、学識経験のある者、農産物の需要者、消費者の組織する団体関係者等のうちから知事が任命する者とする。</p> <p>3 委員（<u>農林水産部長</u>を除く。以下この項において同じ。）の任期は、2年とする。</p> <p>（会長及び副会長）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 会長は、<u>農林水産部長</u>をもって充て、副会長は、委員のうちから会長が指名する。</p> <p>3・4 略</p> <p>（庶務）</p> <p>第6条 審査会の庶務は、<u>農林水産部</u>において処理する。</p>

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。